

近代的所有權の成立過程 に關する一考察

—フランス革命における土地所有の二問題—

加藤正男

はしがき

- 一 近代的所有權の成立過程の概觀
- 二 封建的所有關係の消滅段階
- 三 國有財產の分配

本稿は、フランスにおける封建的土地所有の崩壊過程^①、近代的土地位所有權^{*}の成立過程、に關する一つの考察である。そして特に、フランス革命における土地所有の二問題（1）封建的土地所有の消滅段階^②、農奴の解放過程、（2）國有地の分配^③、小土地所有の成立過程）を中心として、筆を進めようと思う。

* 封建的所有關係と對しよ的な近代的所有權（フランスに限られない）、の構造に關するわが國の代表的な勞作は、川島武宜『所有權法の理論』。なお、拙稿・同志社法學四號八三頁以下參照。

** わが國における從來の文獻としては、小林巳智次『農業法研究』五頁以下「近代法に於ける所有權の進化」、宮崎孝治郎「フランス近代に於ける所有權制度及び所有思想の遷移」民商法雜誌一二卷四號以下、野田良之『ボルタリス・民法典序論』特に七二頁以下、二二九頁以下、など參照。社會史・政治史の文獻は、多數。なお、大陸都市法における封建的所有關係の崩

壤過程について、簡単ながら、拙稿「社會生活と所有權制度——[序説]」(佐々木惣一編『人間生活と法及び政治』所収)

II・III参照。

*** フラン西革命史の文獻は、無數。たゞふせ A. Mathiez, *La Révolution française*; J. Jaurès, *Histoire socialiste de la R. f.*, Ed. par A. Mathiez. 村松正俊譯。最近の文獻は、*Journal of Modern History*, Sep. 1948.

I

まず、フランスにおける近代的土地位所有權の成立過程を概観しむ。

一 封建的所有關係の構造と發展

I 封建制は、領主 (seigneur) と農民=農奴 (serf) の一定の關係を、そのもとから。むしろ、《古典的》な封建的土地位所有における(古典的な形態は、非古典的なものと、相違して存在する)*、農民の負擔を要約しておこう。——まず、人頭稅。(1)人身的關係の年稅、回りの不定稅。(2)諸種の徭役勞働 (corvées)。やがて領主直營地 (domaine proche=réservé seigneuriale) における、たゞ一週三日なし四田の、農業・軍備・建築・工事などの強制勞働。田租、防禦の雜役(代人をだす場合には交替稅)。——次に、財產稅。(1)生産物による慣行稅。(2)家屋稅、家蓄=家禽稅。——その他、banalité、通行稅、市場稅、御用金、領主との1行とももじなす義務、等等。

* E. A. Kosminsky, *Services and money rents in the 13th century*, The Economic History Review, Apr. 1935, p. 24 seq. 大塚久雄「ベネチア莊園の研究と關する最近の一編」近代資本主義の系譜 16世紀以前、たゞ、農田四部『社會經濟史學の根本問題』参照。

** P. Boissonade, *Le travail dans l'Europe chrétienne au moyen âge*, p. 174 et s.; R. Foignet, *Manuel élémentaire*

近代的所有權の成立過程に關する 1 考察

d'histoire du droit français, p. 91 et s.; M. Bloch, Rois et serfs, p. 23. et s.

これが中心は、さへやめなく勞働地代である。されば、農奴の田作地 (tenure) における農業、ならびにこれを強制するための領主の軍事力および裁判權 (justice)、が封建制の骨ぐみをなしてゐる。そこでは、公法と私法とは分化してゐない、領有と保有とが存在する。そしてわがは、次の農村協同體的諸制限が、これと結びつてゐる。すなはち——村落定住《Dorfiedlung》^{*} あるいは「開放地制《champs ouverts》」——混在地制《Gemengelage》——耕作強制《assolement forcé》——協同放牧《vaine pâture collective obligatoire》——三圃制《assolement triennal》——がんねやう。^{**(-)}

* 磯村哲「近代法における公・私法の分化」私法一卷、参照 (ただしうまをせんせとする)。

** Bloch, Les caractères originaux de l'histoire rurale française, p. 40 et s. 河野健一「ハッカス農業史の概観」經濟主義の構造 110 頁以下。

(一) 本稿の主な課題に直接關係するところのフランス十八世紀における諸制限のうち、(1) 村落定住——協同放牧は、東北部フランスで行われてゐた。南部および西部フランスでは、これがむしろ一般的な形態。(2) 三圃制は、ローヌ河を境として、その北部で行われてゐた。南部では、三圃制。

II 以上の封建的所有關係は、次のように發展した。結構的には、《農民的土地所有》(イギリスにおける) は、たゞ前進、ハルベ北東における Guts herrschaft の後退。(1) 勞働地代から生産物地代へ (イギリスにおける) は、勞働地代から貨幣地代への業躍的發展 (commutation)。十三世紀から、領主は直營地の若干を保留し、その大部分を分割して保有者 (tenant) に貸與するものとなつた。すなはち、直營地の賃借契約 = 1|3—1|2 を割合とするところの (ヘイツでは 1|2—1|4) 物納年貢《champart, campipars, terrage,

agrier》、がこれである。その結果、週徭役が輕減または消滅する。そしてまず領主は、地代取得者(rentier du sol)としての寄生的性格をもつ。次に農民は、土地所有發展の指導力が領主直營地から農民保有地へ移ることにより、生産者としての比較的獨立的な地位を形成する。要するに、土地保有の永久性と譲渡可能性(保有の所有化傾向)、および領主の地主化、を結果した。(2)生産物地代から貨幣地代え。すなむか、特に不斷の戰争を原因とするところの貨幣缺乏、したがつて農奴身分の賣買により、農奴は自由民(vilain)となつた。生産物地代は封建地代の形態展移したものにすぎなくなけれど、同時にそこでは、身分關係が契約的關係となる。その結果、まず、貨幣價值の下落によつて地代取得が激減し、したがつて地主(領主)の經濟的地位が没落する。次に、多かれ少なかれ獨立自營農民層が發生する。これと同時に、貨幣地代から現物地代えの後退もみられた。つまりフランスにおいては生産物地代え(ドレッジにおいては勞働地代え)^{***})。

* Bloch, op. cit., p. 76 et s.; C. D. de la Chavanne, Histoire des classes agricoles en France, 池本喜三夫譯三五中譯本。

** G. v. Below, Geschichte der deutschen Landwirtschaft, S. 76

*** Dopsch, Naturalwirtschaft und Geldwirtschaft, S. 197 ff.

右の發展に照應するところの、領主間の政治關係は次のとおりである。領主の經濟的地位の沒落に對應して、王は、特に戰爭(例、宗教戰爭)をとおして權力を集中する(フランスにおいては王權は、領主權力の否定につれて、プロシアほどではないにしても、イギリスほどには徹底しなかつた)。その權力を利用して、國內關稅廢止の政策《コルベール主義》を行つ。絕對王制は、かくして成立した。——そして、近代的なことばで語られる、ような形態に展移したところの封建的土地位所有が、絕對制權力によつて維持され、かつこれを維持していく。こ

の發展が、《資本の原始的蓄積》に照應する。その場合、注目すべきは、資本制生產の端初が、王に支持されたところの《農村の工業》(manufacture rurale)として成立した、ということである。^{**}それは、封建的土地所有が弱ければ弱ほど、發展した。(イギリスにおける「農村の織元」^{***}に必敵する。)

* 絶對王制に屬する、わが國の代表的な法學的勞作は、戒能通孝『近世の成立と神權説』。

** G. Lefebvre, Quatre-vingt-neuf, p. 45 et s.

*** 大塚「農村の織元と都市の織元」近代歐洲經濟史序說三一五頁以下。

II 舊制度 (Ancien régime) 以後

I 以上のような封建的所有關係の發展によつて、まず、農民層が分裂する。^{*}十六世紀においては、(1)最下層に、貧しい農民。すなわち《農民的土地位所有》=保有地および耕畜をもたない、皿の腕の勞動にのみ依存する農民《laboureurs de bras》(manouviers, brassiers)、(2)雇勞働者《journaliers》。(3)その上層に、やや富める農民。獨立自營農民層=耕作農民《laboureurs》、農民的土地位所有者《paysans propriétaires》。これに一形態がある。(a)まず、單に laboureurs 云々され、その所有地が二〇—二〇へクタールの固有の農民的土地位所有者。(b)次に、數へクタールの農民的土地位所有者であるといふ、借地農業者《fermiers ou métayers》として賃銀勞働をも使用し、經營資本たる農具および家蓄を提供するの《laboureurs-marchands》。(3)やむなし彼らの上層に、農民たるものに商人であるの《laboureurs à boeufs》。(3)やむなし獨占、租稅・地代取得の請負(fermage)、金融を行ふ。(すなわち、當時におけるフランス農民の性格は、イギリスにおけるヨーマンのそれに近づいていた)——しかし舊制度末期においては、借地農業は、アーサー・ヤングによつて、《貧困を永久化するミゼラブルな制度》とられてゐる。たとえばフランス南部 Millau

地方でせ、墓地は死體であられ、田雇労働者はが死せんとしていた。殘された道は、產兒制限と都市への逃亡^{***}であった。

* Foignet, op. cit., p. 223 et s.; Bloch, op. cit., p. 197 et s.

** 丘谷謙「ベギラ・ムーヴメントの研究」經苑14號、大藏・前掲書186頁以下。

*** H. Sée, La France économique et sociale au XVIII^e siècle, p. 18 et s. 高橋「ハッカ革命と農村」社會經濟學九卷五號。

次に、舊制度末期にゆかる農民的 土地所有の地位について。(1) これについては、次のよろな説がある。すなわち、農民の土地に對して地主(領主)は所有權を行使したのであり、土地に對する農民の關係は單なる保有權にすぎない(Kowalewsky たゞ)、とさうのやある。(2) しかし、當時の土地所有の分布をフランス全土についてみれば、教會は六%—10%，貴族は九%—四四%，市民は11%—四五%，農民は二一%—七〇%，を所有した。そして教會的・貴族的 土地所有は、多くは森林や荒地であつたから、農民的 土地所有は、フランス全耕地の1/2以上であつたことになる。また、その他の 土地臺帳には、保有者農民(censitaires)の名が所有者(propriétaires)の名として明示やれども、——なんや、封建的 土地所有の崩壊過程には、一樣があつて、立場(地主的改革と農民的革命)があふんだ、われは政治的權力に直接對應關係をもつん、と注目せねばならぬ。(この時期において、イギリスにおいては《enclosure》形態が、まだヨルグ以東にあつては《Bauernlegen》形態が、みふれる。)

* Pothier, Traité de droit de domaine de propriété; Sée, Histoire économique de la France, Vol. I, p. 173 et s. 高橋「所謂農奴解放に就て」近代社會成立史論八八頁註(10丸)。

近代的所有權の成立過程に關する】考察

II 一七八九年春の諸事件、および七月十四日の Bastilles しゅうげきに刺戟された全國的な《大恐怖》(Grande Peur)、これに直接つづいた八月四日の夜。そしてまた、八九年の革命の要約として、八月二十六日に人權宣言 (La Déclaration des droits de l'homme et du citoyen*) が定められた。それは所有權の不可侵について、次のように規定する。《所有權は不可侵かつ神聖な權利であるから、適法に認められた公の必要が、明確にこれを要求し、かつ正當な事前の補償における條件のもとでしなる限り、何人もこれを奪われることはない》と。次に、一七九一年九月三日——十四日の憲法**は不可侵性 (inviolabilité) を明示し、さらに、一七九三年の人權宣言はテルミドールを規定した、《所有權とは、すべての市民にして、各自の物・收入・労働と産業との果實を自由に享有および處分するひとをえせしめる權利をいう》。

* 正文および邦譯は多數。前者の例、Hachette, 書店版 (1901)
** 美濃部達吉『憲法及憲法史研究』三六五頁以下参照。

封建的土地所有は廢止され、國有財產は分配された。——革命の過程をへて、農民層は分裂する。すなわち、近代的産業資本家え脱皮しようとするものと（工業資本主義の問題）、舊來の協同體的諸制作に固執するものと（農業資本主義發展の問題）、である。これが、テルミドールの反動や《ナポレオン的觀念》やの基線である。革命の三つの議會・總裁府 (Directoire) をくじ、《ナポレオン時代》に入る。そしてナポレオンのもとで、フランス民法典 (Code civil) が制定された*。近代的所有權も、制度的に成立したのであった。

* フランス民法典の制定過程については、片山謙二・關西學院法文學部研究年誌五輯。

(1) フランス民法典は、所有權について次のような規定を設ける。
まず、その概念および制限について。《所有權とは、法律または規則によりて禁止せられた使用をしない限

り、絶對無制限に物を收益および處分する權利をもつ。》（第四條）

次に、その保障について。《何人も、所有權の讓渡を強制せられることはない。ただし公用のため、かつ正當な事前の補償をうける場合は、この限りではない。》（第五條）

さらに、土地所有權の範圍について。《土地の所有權は、その土地の上下におよぶ。所有者はその地上に自己の欲する諸般の植才をなし、また工作物を設置することができる。ただし地權役の章に設けられた例外の場合は、この限りではない。所有者はその地下に適當とする諸般の工作物を設置しまた發掘をなし、その發掘によりて獲得されるべきすべての產出物を採掘することができる。ただし礦山に關する法律規則および警察法規に基く制限の場合は、この限りではない。》（第五五條）*

* 『現代外國法典叢書』佛蘭西民法中の實方正雄「物權法」參照。

II

次に、フランス革命における土地所有の第一の問題。革命の三つの議會において、封建的 土地所有は、いかなる消滅段階をたどつたであらうか。

一 まず、立憲議會 (l'Assemblée constituante) における 11 月の分割について

I 八月四日夜の議會。——まず、タルジル (Target) が、草案委員會 (Comité de rédaction) の名によつて、報告を読みあげた。彼は《神聖なる所有權 (droit sacrés de la propriété) と人身の安全 (sûreté) 権とに對する最も不幸な侵害》をなげき、《在來のあらゆる賦課租と給付 (redevances et prestation) みな、それが議會によつて變更されるまでは、從來どおり支拂わねばならない》と宣言した。次に、激しく變化。自由主義

貴族の一人ノアイユ (Noailles) 子爵が、封建的土地位所有の廢止を自發的に提案したのである。それによれば、
一、王國のすべての個人は、收入に比例して納稅すること。二、すべての公共的負擔は、あらゆる人に平等に負
担されるべし。三、すべての封建的諸權利 (droits féodaux) は、自治團體 (communautés) によってもた
れは貨幣をもつて賃戻すべき。《rachetable》，あるべき正しく評價價值にしたがつて交換せねばならない。四、領
主制的徭役・永代寄附 (mainmort) (後述11用頁2) その他的人身的れど屬制 (servitudes personnelles) は無償で廢止
される。《sont abolis sans indemnité》べし。ついで、封建的大土地所有者の「人エーギュ」 (Aiguillon)
公爵が、これに賛成した。《民衆は何世紀もの間、その首にかけられてきた輒をやるべ落そうとする。やしへん
の暴動は有罪ではあるが、……その口實を彼らが今うけたる苦難のうちで發見しうる、心うじとは認めねば
ならぬ。》しかし賃戻《rachat》と重疊をなす。《これらの〔封建的〕諸權利は明かに一つの所有 (propriété)
であり、しかもすべての所有は神聖 (sacré) である。……そして衡平は、公共の利益のためにその快く便利を讓
歩するところの所有者に、正當な賠償を與えるのになれば、いかなる所有の拋棄をも要求することを禁ずる。
今後すべての封建的諸權利は……希望によつて賃戻されるべきこと。……そして自分の意見では、與えられるべき
賠償のゆえにそれ〔割合〕は三十倍 (denier 30) でなければならぬと考える。》さらに、ブルターニュ選出
議員ケランガル (Kérengal) が、農民の苦しみ生活を語つた。

(1) 彼は貴族議員を激しく追求する。《諸君は、これらの權利が無知と暗黒の時代に獲得された不正のもの
であることを認める、と民衆にいたまえ。》ゆつとも、《著名的貴族の身をもつて、從來封建制度の闇にか
くされた眞實を公けにする最初の勇氣をもつて、フランスの幸福を開くために、かくも有力なこれら一人の尊敬
すべき提案者の愛國的道義心》に對して敬意を表する。

以上に述べたとおりであるが、封建的土地位所有の消滅については、一つの立場がみられる（前述二四九頁参照）。ここの一例として、八月三日議會におけるそれを、あげておこう。

(1) 報告委員サロモン (Salomon) は、「各 provinces から發せられた通信によれば、所有權は、その性質のいかんをとわず、最も有害な劫掠の餌となつてゐるに思われる。」

(2) 無名の一議員は警告する、「不正な權利、しかも大部分は權力と暴力の上に立てられた權利を、合法的な權利とよんではならない。…このような宣誓をなすことは、彼等〔農民〕をおじいちゃんであらうから。」*

* Ph. Sagnac, *La législation civil de la Révolution française*, p. 85 et s.; Jaurès, op. cit., vol. I, p. 371 et s.; Mathiez, op. cit., vol. I p. 64 et s.

II 《王のやくの反動》 ふるわれぬので、一七八九年六月二十二日親臨會議 (Séance royale) における《王意旨書》(Déclaration des intentions du Roi)*である。それによれば、議會の——むしろ第三身分の——ナーベルの決議の無効と、身分別議會の維持と、が宣誓される。そして taille は廢止されるけれど(第十)，main-mort (永代寄附) せんの廢止を《希望》されるにわざと、封建的土地位所有は所有權として將來に對して確謐されたのである(第三十)。

* J. B. Duvergier, *Collection complète des lois, décrets, ordonnances, règlements*, vol. I, p. 26; de Fréminalle, *Traité général du gouvernement des biens et affaires des communautés d'habitants*, p. 228 et s., p. 731 et s.

(一) taille は、本来、領主(地主)が農民に恣意的に要求しらる關係の表現であつて、一定の要式・契約・慣習に拘束されなくてはならぬ。そのため固有の意味における taille は、舊制度のやうに、一定の賦課租に緩和され得た。

* Bloch, op. cit., p. III 「田權「路易十四朝代」の政局状態」川田學會雜誌三三卷十號「アシード」(Aides)に就く」
前掲三七卷四號。

(2) 『永代寄附』は、本來、農奴が彼の生活する子供なしに死亡する場合、その保有地を當該領主(地主)に歸屬する制度。これは後に緩和され、生産物・家畜などを貢納する形がなされたものだ。

* M. Kowalewsky, Die ökonomische Entwicklung Europas bis zum Beginn der Kapitalistischen Wirtschaftsform, Bd. II, S. 293 ff.; Dunod, Traité de la main-morte et des retraits, p. 287 et s.

かや、近代的所有權の出發點は、八月四日夜の決議に關する命令(八月十一日)である。それは、封建的土地所有を——110の立場と照應——110の形態に區別した。無償や廢止(abolis sans indemnité)する賃戸(*rachetables*)である。なんでもある。これによれば、『國民議會』は、封建制度を完全に廢止する。『封建的年貢的(censuels) 権利義務のやう、物的永代寄附および人的な屬制に關するものならびにそれらを表現するものだ、無償で廢止され、そのほかは、賃戸すぐる』といふを宣誓する(條一)⁽¹⁾。第一に、無償で廢止されるのは、領主裁判《justices seigneuriales》(條四)、身分の物的賦課(條五)、身分の物的賦課(條六)のあいだの賦課租(條五)、身分の物的賦課(條六)の種類の十分の一税などそれにかわるとする特殊的諸特權(第十)、など。第十一に、『ある種の永久的地代(rentes foncières perpétuelles)』は、金納じゆ物納である。この種類の起源その歸屬や人の手からぬるが、賃戸すぐるのふたつ。ある種類の名稱の物納年貢(champart)は、議會の定める率に依りて回りぬく(條九)(⁽²⁾)。ついで、十月のやり亂の日象のやうに、王は十一月三日、この命令に同意を與えた。⁽³⁾

(一) 第一條は、ついで、《買戻(rachat)の價格および方法は、國民議會によつて定められねばならん。この命令によつて廢止されたる土地の諸權利は、償還の日までいつゞて徵集されるべからん。》

(二) 第四條は、ついで、《ただし、領主裁判官は、國民議會によつて新しく司法制度が確立されねば、その職務をつとめなくなるべし。》

第九條は、ついで、《徵集は、すべての市民(citoyen)に對し、まだすべての財産(bien)に對し、同じ様式および同じ形態でなされるべからん。》

第十條、《そのおそれば帝國のあらゆる部分の密接な結合のために必要であるから、諸地方……、全フランス人の droits commun のために融合されるべからん。》

ちなみに、第十一條、《すべての市民は、出生の別なく、教・政・軍の官職につくことがでからぬ。》

(3) 第六條は、ついで、《今後、償却することができない賦課租の創設は、これを禁ずる。》

(4) 第十七條、《國民議會は、嚴肅に宣誓する。國王ルイ十六世は、人々の自由の再興者であら。》

* Duvergier, op. cit., p. 33 et s.; J. W. Hedemann, Die Fortschritte des Zivilrechts im XIX Jahrhundert, I Hälfte, S. 12ff; Sagnac, op. cit., p. 85 et s.

次に、一七九〇年三月十五日——一七八日の施行令は、以上の形態に含まれるべく封建的所有關係を確定し、

一七八九年八月四日の決議に關する命令を現實上無効にした。この場合注目すべきは、買戻の主な客體が、アーヴィングの封建的所有關係の基本形態であるふるむやうである。それによれば、土地の本源的讓渡(concession primitive de fonds) の賃地および耕種地の如きは、最も多く封建的所有關係は、買戻すべきものである。すなまか、反證(prouve contraine) となる點は、cens, champart, rentes, dime inféodées のせらかなる名

種やる貨幣・穀物やのあらゆる領主制的諸賦課租、ならびに賃賣の場合の特別稅 (lods et vents, rachats, relief) が、このよりたるのみならぬ (第三編第一條第二條)。しかししながら無償で廢止されためどは (賃戻やねぬのじはない)、農民自身がその法的根據を (證據文書の提出による) 舉證せねばならぬ。しかるのじのよいたどりだ、農民どもいは現實上不可能やめつた。(ただ)、『賃戻すく封建的所有關係、viable やねぬ』^{**} となずるやね。

- * Duvergier, op. cit., p. 114 et s.; Sagnac et P. Caron, Les comités des droits féodaux et de législation et l'abolition du régime seigneurial, p. 173 et s.; Jaurès, op. cit., vol. 3, p. 6 et s.
** A. Ferradou, Le rachat des droits féodaux dans la Gironde, passim. 高橋「近代的進化の「農業」」と就く
ト」前掲書 1 冊丸貰ひ。

やむと一七九〇年五月三日——九日ども、賃戻の様式やび金額が定められ、賃戻による封建的所有關係消滅の形制が成立した。すなわち、賃戻の様式は、個別的かの任意的に領主 (地主) との契約によつてなれどもよい。また賃戻の金額は、それが貨幣 (argent) やなれどもかまたは現物 (natur) やなれどもかにしたがつて、年地代の二十一十倍または二十一十五倍 (denier 20 ou 25) となるべしやありた。

やむと、一七九一年六月十五日^(一)の物納年貢に屬する命令は、無償で廢止われゆるのと賃戻すべきものとの區別を厳密に維持する。それは、六月十九日王の裁可どもいへ、地方官廳やび裁判所の以後の規準となつたのである。

(一) すなわち、(1)農民自身が舉證せねばならぬ。(2)11月の封建的土地位所有 (定期稅と臨時稅) は、これを回収に賃戻やねばならぬ。(3)賃戻に連帶責任が強制やれる。(4)たゞ異議の申立があつても、支拂われるぐれやある。

* Jaurès, op. cit., p. 14 et s.; See, Französische Wirtschaftsgeschichte, Bd. 2, S. 27

II 次に、立法議會 (l'Assemblée législative) 以後、第11の立場が展開される。

I そこでまゝ、立憲議會から立法議會にかけての11の立場を、整理しておこう。

(1) 『六月委員會案』が第三讀會に廻つたとき、デウジー (Deusy) は批評した、『權原探究の名のもとに、遠く暗い時代にやかのぼり、今日になつて市民大多數の財産のきそをなす多くの契約の效力を無にすることが許される、と信するのか。……自分はあえてこう、この對策は諸君の力以上である、と。』

ブルヴール (Prouveur) もう、『所有權……このんばに對していわれる意見は、國民ともう團體のうちに一千四百萬の人間を集めてくる大建築物の丸天井である。この丸天井を動かしてみよ。その建物はくづれてしまう。すなわち國民はなくなり、ただ個人のみが残る。』

南部の法學者ドルリアック (Dorliac) の案は、『國民は舊領主に對して地代の債務の代人になるとともに、その債權をもつて舊債務者に臨むべきこと。その結果、舊債務者は區の行政機關の裁決により定められた方法によりて、國民にあらゆる支拂をなす義務がある。國民は、舊領主に對して同様の支拂を行わねばならない。』(第十七) としたのであった。

(2) 六月九日メール (Mailhe) もう、『あらゆる權利の無償廢止は、革命のきそに必要なそ石である。……自由は、すでに文明市民にとつては精神的要求であり、しかも諸君は全フランス國民に、これを肉體的 требованиеたらしめるやうである。』

一七九二年一月二十九日の議會において、Robespierre の親友クートン (Couthon) も、一七八九年八月十一日の命令が現實上無効になつたことを指摘し、ひづてこう。『その腕のほかには何らの資源をもたず、その鋤の

ほかには何らの遺産をもたない不幸な人は、これら二つの道具を、全部自分自身の必要のために用ひることは許されない。自然是彼らに對し、天地創造以來荒廢した恐るべき岩石におおわれた恩しらずの土地を提供する。』
彼ら農民も、自由な所有権を欲する。しかし『この大軍も、その兵力と國民の勢力とが一つのものとなり、好意をもつてゐる民衆が、その意向および必要に際してはその行動をも合流せない限り、われわれの期待を十分に満足させんはくれないであらう。』それでは、どうすればよいか。『今日唯一の方法として、民衆とのよびかけのみが用ひられてきた。……しかし、それは第一の手段である。……諸君は辯舌をもつて、これを革命に味方せようとする。そして自分は正しく恩恵的法律をもつて、これを革命と親しましめようと思ふのである。この親切な法を思ふ浮ぐる民衆は、市民の資格と義務とを尊重することを忘れないであらう。』

結論としてクーテンは、部分的な修正案を提出したのである。

(1) 封建的 土地 所有 を 現 實 に 廃 止 す る た め の 『 最 初 の ま じ め な 試み 』 で あ る と し る の 、 一 七 九 二 年 四 月 十 一 日 に お け る 封 建 委 員 會 (Comité féodal) の 案 は 、 次 の よ う だ い て こ れ ど 、 『 國 民 議 會 は 、 一 七 九〇 年 三 月 十 五 日 の 命 令 第 三 編 第 一 條 第 一 條 に 關 す る 他 の あ い た る 貸 と て 拒 館 す る 。 本 令 の 公 布 の い ま か ら 、 次 の も の は 無 償 で 廃 止 さ れ 、 以 後 そ の ま ま で あ る く あ る 。 そ れ ば 、 quint, requint, treizième, lods et tressains, lods et ventes et issues, mi-lods, rachats, ventrolles, plaids, acapte, arrière acapte そ の 他 の 名 や し ら れ た あ い た る 質 益 稅 (droits casuels) も 、 そ の 他 の あ い た る 名 稅 の も の 、 か た か ね ば 土 地 の 所 有 ま た は 出 有 の う ち に 、 賣 主 ・ 買 主 ・ 受 贈 者 ・ 承 繼 人 そ の 他 あ い た る 前 所 有 者 ま た は 前 出 有 者 の 承 繼 人 に よ つて 拒 館 さ れ た 移 轉 の ゆ え お ゆ い て 生 じ た 諸 稅 と 、 也 あ る 。』 (第 一) 『 … 舊 領 土 は 、 inféodation の 原 證 (titre primitif) によつて 、 移 轉 の 前 記 権 利 の 特 殊 な 條 件 の も の と お こ し の 土 地 に い ふ よ う 讓 渡 (inféodé) さ し た こ と を 證 明 し て る 場 合 に は 、

前記諸権利が一七九〇年三月十五日の命令の條項により、ついで買戻もれるべきことを要求しらる。》(第三)

II 一七九一年四月以後特に六月——八月において、買戻は部分的に中止された。まず、六月十八日——七月六日の命令によれば、《年貢的なものでも封建的なものでも、あらゆる臨時税 (droits casuels) は、それがinféodation, accensement ou bail à cens の原證 (titre primitif) によって立證されない限り、無償で廢止されよ。》當時、議會の過半數をしめていた封建的所有關係の擁護者が、退場したすきに、民主主義者が、この命令を定めたのである。従つてそれは、原則にすぎなかつた。*

* Sagnac et Caron, op. cit., p. 767 et s.; Jaurès, op. cit., p. 23 et s.; 諸井忠一「農民革命の諸問題」二二九頁など。

八月十日以後、封建的所有關係の崩壊は本格的となる。——八月二十日には、原證によつて確保された臨時税と、定期税 (droits fixes ou annuels) との別個買戻が定められた。(第一) そして一七九〇年三月十五日の施行令とは反対に、農民が領主 (地主) に對して原證の提出を要求しらる。領主が二ヶ月以内にこの義務を履行しない場合には、農民は償却をまねがれるのみでなく、他の何らの負擔をもはやおうことがなかつた。(そして買戻時期は、農民の自由選擇にまかされた。) (第三)*

(1) なお、それによると、(1)買戻價格が低下されてゐる。すなわち、《臨時税の買戻は、未開墾地の價格の割合でなされるべきこと。そして譲渡の原證は、土地が開墾されていたこと、建物がそこに存在したことなどを示さなければ限り、建物の價格をふくまない。またその場合には、買戻は譲渡當時の建物および土地の價格に準じてのみなされるべきこと。》(2)農民の連帶性が廢止されてゐる。《……したがつて納稅義務者の各自は自らの rente を自由に納めることができ、彼の共同納稅義務者のそれを納めることを強制されない。》

* Jaurès, op. cit., vol. 4, p. 154 et s.

その後まもなく、八月二十五日の『あらゆる封建的年貢的諸権利とあらゆる領主制的諸賦課租^(一)と、の無償廢止に關する命令』は、右を強化した。『封建制度は廢止された。それにもかかわらず、現實にはそれは存續している。』（序文）そこで、封建的所有關係の存續は、それが土地の本源的讓渡によるという反證をもつ場合にのみ許される（第五條）。しかし、『本源的讓渡』を基準とする領主（地主）と農民との話あいは、やはり力の問題であつたのである。

(一) ສັນຕະລິມາຄະດີ ແລ້ວ ສັນຕະລິ (1) censives, sur-cens, capcasal, rentes seigneuriales et emphytéotiques, tasque, arrage, complant, soête (2) feu, cheminée feu allumant, feu mort, fouage, monçage, bourgeoisie, congé, chiennage, gîte aux chiens, guet et garde, stage ou estage, chassipolerie, entretien des clôtures et fortifications des bourgs et châteaux, pulvérage, bânavin, vêt-du-vin, étanche, cens de commande, gave, gavenne ou gaule, poursoin, sauvement ou sauvegarde, avouerie ou vouerie, étalonage, minage, tuyage, ménage, leude, leyde, pugnière, bichenage, leverage, petite coutume, sexterage, coponage, copal, coupe, cartelage, stellage, sciage, palette, aunage, étale, étalage, quintalage, poids et mesures, ພົບ*

* Duvergier, op. cit., vol. 4, p. 355; Jaurès, op. cit., p. 157 et seq.

これらは、國民公會 (Convention) のもとでは、第一の立場が第一の立場を壓とうする。

I まず、一七九一年の夏から秋にかけての一一つの立場を、かえりみておく。

(1)當時、革命は最大の危機にさらされてゐた。フランスの大銀行家・『人類の辯士』(Orateur du genre humain) タローツ(Cloots)が、次のように述べたのはこの時期である。『出血術も度をすこしと、きわめて強健な人をも殺す。騒じよう者は、何を不平とするのか。新制度はばく大な財産を、溫和な保護者的な方法で分割

しようとしているではないか。……人は、もはや朝廷式にも教會式にもマルトーヌ (malbûtre) 式にも、富をうることはできないであらう。相場師の劫略はもはや、財産家の集りの中で金のかたまりを集めることはないであらう。……創造的競争は、海上および大陸の産業部門を増加するであらう。社會の繁榮は、土地と海とのあらゆる物産のヨリ早くヨリ豊かなじゅんかんによつて、ヨリ大となるであらう。』

(2) 國民公會の最初の日マラ (Marat) はこうした。『民衆を救おうとする自分のあらゆる努力も、新しく一揆がなければ、何らの結果をもたらさないであらう。……おしゃべりの民衆よ、もしお前が行動するんやれえ心えていたふ。』

* Jaurès, op. cit., p. 338 et s.

II やくも、一七九三年七月十七日、國民公會の命令。『あらゆる領主制的封建的賦課租は、一七九二年八月二十五日の命令によつてなお保持されてゐるも、無償で廢止されるべきである。』(第一) 『原證』も、その價値を失つた。ただ、領主制的起源の根跡をもたない『純粹な、封建的でない地代』のみが、それからのぞかれるにすぎない(第二)。そして、現存の證し文書の引渡と焼印とが定められたのである(第六條一)。(一)

(1) 第六條、『元領主、feudists, 土地臺帳管理人、代言人、およびこの命令によつて廢止せられた諸權利の構成證書または承認證書を保管する者は、この命令の公布後三カ月内に、これを當該場所における役所の記録課に提出すべきこと。きたる八月十日以前に提出せられたものは、コムーーンの參事總會および市民の面前で、當日焼かれるべきこと。残りは、期限の終つたときに焼かれるべきこと。』

第七條、『前條の期限に焼かれるべき證書の正本または謄本を藏匿・竊取あらばは隠匿した、と認められる者は、五年の刑に處せられるべきこと。』

* Duvergier, op. cit., vol. 6, p. 19 et s.; Sagnac, op. cit., p. 147 et s., p. 336 et s.; Jaurès, op. cit. vol. 8, p. 188 et s.
このよりして、封建的土地所有は消滅し、《ナポレオン法》土地所有農民は成立したのである。

III

やがて、フランス革命における土地所有の第一の問題は、國有地の分配の問題である。この點での立場、¹⁾の立場がみられる。第一は、土地をそのまま賣ることにより早く國庫を増そらとする立場であり、第二は、これを分割し與えんことを以て小土地所有・小經營を保護しようとする立場である。

一 もや、立憲議會における教會的土地所有の場合*

* Hedemann, a. a. O., S. 233 ff.; Jaurès, op. cit., vol. 2, p. 70 et s.; vol. 1, p. 339 et s.; vol. 3, p. 16.

I (1) タレーラン (Talleyrand) は、一七八九年十月十日の演説と數日後の覺えがきとに於いていた。緊迫した國家財政の財源は、これを教會財産のうちにみだすことができる。そして、教會財産の眞の所有權は、國民に屬する。なぜなら、教會財産は僧侶個人の利益のためにではなく、その公共奉仕の遂行のために與えられたものだからである。すなわち過去の教會理論によれば、教會財産のうち、僧侶の適當な生活に必要な一部分のみが彼らに屬し、彼らは残りの管理者にすぎないのでありて、残りは慈善その他の公共利益にみてられるべきである、と。そして彼の案は、第一に僧侶に適當な生活を保證すべきし、第一に國民が残りの財產に附隨する諸義務を負擔すべきし、であつた。

(2) ミラボー (Mirabeau) は、もや回の議會では、タレーランと異り、現在を過去から遮断した。しかし、《國民が廢止するかのやれど、かかる立法行為もなし。》《われわれの間に社會組織の第一原理を定める」と

が問題になつたとしたら、團體「したがつて教會」の設立または禁示の権利や、團體に特別な所有權を與えまたは取得無能力を宣告する權利や、を誰がわれわれにこばみうるであろうか。^(一) 次に八月四日夜における貴族と僧侶との有名な争のうちにあつては、ミラボーは、所有權を定義している。『教會財產は公共の利益を目的とする所有であるのに對して、貴族財產は有閑的な消費者の所有にすぎない』といふ僧侶の辯護を反駁しながら、彼はいう。『〔土地〕所有權の意味する範圍は、土地を譲渡することができる人の所有にとどまつてゐる。』教會財產は譲渡することができなかつたから、所有權ではない。したがつて賠償に値しない、と。

(1) タレーランとミラボーとの中間に、トウレ(Thouret)の反團體理論がある。それは、ミラボーのように自然法的でもなく、またタレーランのように教會財產を認めないのである。トウレによれば、個人と擬制的な團體(したがつて教會)と、は區別されねばならない。前者は、法から獨立し、かつ法以前に存在する。これに反して後者は、法によつてのみ存在するから、必要な場合には法はこれに對する財產能力の附與を禁ずることができ。そこで彼は、次の案を提出したのである。『聖職者と永代寄附地所有のあらゆる團體または建造物とは、現在から、土地および動産の所有權能力をもたない。そして、將來も永久にもたない。』^(第一) 『聖職者と他の永代寄附地所有の團體とが現在、所有權をもつあらゆる財產は、現在以後、國民の處分にまつ。國民は各團體の性質と公益のいどとによつて、奉仕に對する給與と建造物の費用とを給する義務がある。』^(第二)

II 一七八九年十一月二日には、次のように定められた。第一に、『あらゆる教會財產は、國民の處分につつ。國民は地方の監督と豫審とのもとに、祭の費用・牧師の給養費および貧民の救濟を適當に負擔すること。』第二に、『牧師の給養費を支給する處分については、いかなる牧師館も、家屋とその附屬の田畠とをもくまで、一年一〇〇リーブル以下の才費を支給することはありえない。』——そして、十二月十九日アッシニア

(Assignat) 紙幣が發行され、十二月一十九日教會財產の管理は自治團體に移つたのである。

* 河野健二・經濟論叢二卷一號一五〇頁以下。

その結果、自治團體の多くが、革命的農民の壓力によつて現實上の無償廢止を行つた。立憲議會が次のようにいつたのはそのためである。『これらの無秩序によつてその進行をなやまされ、とめられている憲法が、もしこの搖らん時代になくなるのをみたくないなら、今こそこの無秩序をやめるべきときである。今やその勤勞をもつて田園を豊ならしめ帝國を養う國民がその義務に歸るときであり、彼らがそのなすべきらい讚を所有權に捧げるときである。』

ニ 次に、立法議會における貴族的土地位所有の場合

I 一七九二年八月十四日ヌーシアトー (Neufchâteau) は、『金もち達は、共有地を自分のものとしてくる。この不正をやめさせ、それら財産を貧民に分配することが、急務である。』として、亡命貴族の領地を、一一四アルパン (arpents) の小區劃に分割して年賦賣却するよう、提案した。『その賣却は、地方の住民を革命に結びつける手段である。』と彼はいつた。

そこで、分配の方法を定めるために、委員會が組織された。ここでも、二つの提案がなされる。(1) 農民の財産に反比例して、すなはち最も富む者には最も少く、最も貧しい者には最も多く、分配するという案。(2) しかし、委員會で用いられたカンボン (Cumbois) の提案は、家族數に従つて分配するというのであつた。カンボンはいつた、『八人の子供をもつ家長は、九人分の分けまえをうけるであろう。また獨身者は、一人分をうけるにすぎないであろう。この分配方法は、最も厳格な衡平に一致するものと思われる。』

II 一七八九年八月十日に立法議會で定められた亡命貴族財產の分配の大綱と、九月一日におけるその細目

*と、は土地を大半の農民から遠ざけてくるのである。すなわち、それは第一に、土地・ブドウ畠・牧草地を入手しようとする者に對して、希望するだけせり賣りすることを許している。第二に、《小作契約および現金賣却に對し競争入札があり、現金賣却および小作料の元金に對して入札された金額が同額となつた場合には、現金入札者にて落札されるべきこと。》（第十條）第三に、《いかなる資格の入札者も、小作人を保證することによつて放逐することができる。ただし、保證については、契約が去る一月九日前の確實な日附をもつ必要がある。》（第六條）

もつとも、八月二十五日の議會は次のように定めた、《この命令が各植民地に公布されるときから、各自治團體の委員は、彼の申請によつて、所有者の居住しない土地またはその所有者が居住を證明しない土地の管理人に、この所有者に金錢を引渡すことを一そく禁止させるべきこと。》

(1)他方、亡命貴族財産の收用が定まつた後、一地方(Iot)の選舉集會(L'Assemblée électorale)は市民に訴える、《國家の敵に物が屬するからと偽う口實のもとに、それの横領に没頭することは、所有を尊重することであらうか。法、しかも法のみが叛亂を罰しうる。祖國を捨てそして祖國を壓迫するために武装して歸つてくる者……それらの財産は、もはや彼らに屬していない。それらは、國民の所有となつた。それを損じまたその收入を横領することは、國民の所有をうばうことである。》

* Jaurès, op. cit., vol. 4, p. 159 et seq., p. 308.

III 40ふた、國民公會の場合。——一七九三年六月三日の國民公會は、貧しい農民に一エーカーの自營農地を與えるよう、約束した。そして議員のうちには、現實に小土地を分配した者もある。また十一月二十二日（共和暦二年フリメール二日）には、賣却用の國有財產をできるだけ細分することが定められた。しかし、一七九四年八月二十四日すなわちテルミドールから一ヶ月もたたぬ後に、國有地は沒收され、競賣にふされたのである。

* Jaurès, op. cit., vol. 8, p. 127, p. 187.

れども、國有財産の分配の結果を「幅」に於ける。第一に都市の附近では市民層が、それを取得した。第二に農民も、通説によれば、賣却用のものの一割——三割を取得した。しかし、《農民的民主主義》のものである。そして農民層は、比較的富むる獨立經營農民層《bourgeois paysans》と貧い農村勞働者《manouviers》とに分離してゐるのである。^{*}

* Sagnac, op. cit., p. 154 et s., p. 240 et s.; Lefebvre, Les paysans du Nord pendant la Révolution française p. 495 et s.

四 ねむる、フランス革命における農村協同體的諸制限の問題を記述しやう。

(1) 一七九一年六月五日——十一日立憲議會は、耕作強制の廢止、かんさんみの畠地を定め、また、九月二十八日やうび十月六日立憲議會は、《code rural, Décret concernant les biens et usages ruraux》は、農村協同體的諸制限を廢止した。しかし封建的土地所有には、何ら本質的に手が加えられていない。(2) そりや、一七九年六月十一日の國民公會は、これを完全に廢止し、その土地をふたたび正當な所有者の手に歸した。けれどもサンタニアールの没落とともに、一七九六年六月十九日(共和暦四年ノーベル二十一日)國民公會は、自治團體に協同地の回収を禁じたのである。^{*}

* Hedemann, a. a. O., S. II ff.; Lefebvre, Questions agraires au temps de la Terreur p. 133.

農村協同體的諸制限は、十九世紀後半において存續し、《農民的反動》の基線となるのである。

附記 紙數も少ないので、不十分ながら、おつ本稿をお読みください。